

会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 平成25年9月6日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 村松昇平君
- 5番 市川圭一君
- 6番 小松崎伸君
- 7番 山越守君
- 8番 沼田和利君
- 9番 諸橋太一郎君
- 10番 宮崎智君
- 11番 杉森弘之君
- 12番 須藤京子君
- 13番 黒木のぶ子君
- 14番 板倉香君
- 15番 柳井哲也君
- 16番 中根利兵衛君
- 17番 田中道治君
- 18番 石原幸雄君
- 19番 板倉宏君
- 20番 遠藤憲子君
- 21番 鈴木かずみ君
- 22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
監 査 委 員	植 田 典 夫 君
市 長 公 室 長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保 健 福 祉 部 長	清 水 治 郎 君
環 境 経 済 部 長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	益 子 政 一 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会 計 管 理 者	高 島 町 子 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市 長 公 室 次 長 兼 政 策 秘 書 課 長	吉 川 修 貴 君
市 長 公 室 次 長 兼 人 材 育 成 課 長	藤 田 聡 君
総 務 部 次 長 兼 監 理 課 長	中 山 弘 晶 君
保 健 福 祉 部 次 長 兼 社 会 福 祉 課 長	高 谷 寿 君
保 健 福 祉 部 次 長 兼 医 療 年 金 課 長	藤 田 幸 男 君
環 境 経 済 部 次 長	八 島 敏 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建 設 部 次 長 兼 施 設 整 備 課 長	山 岡 康 秀 君
教 育 委 員 会 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	中 澤 勇 仁 君

1. 議会事務局出席者

事 務 局 長	滝 本 仁 君
書 記	中 根 敏 美 君

書 記 飯 田 晴 男 君

平成25年第3回牛久市議会定例会会期日程表

日次	月 日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	9月 6日	金	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 会 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○会期の決定 ○議員派遣の件 ○議案上程 (62号～76号、認定1号) ○提案者説明 ○決算特別委員会設置の件 ○議案上程 (77号～78号、諮問12号) ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○意見書案上程 (2号～3号) ○提案者説明 ○決議案上程 (5号) ○提案者説明 ○休会の件 ○散 会
第2日	9月 7日	土	休 会	
第3日	9月 8日	日	休 会	
第4日	9月 9日	月	休 会	議案調査

第5日	9月10日	火	午前10時	○開 議 ○一 般 質 問 ○延 会
第6日	9月11日	水	午前10時	○開 議 ○一 般 質 問 ○延 会
第7日	9月12日	木	午前10時	○開 議 ○一 般 質 問 ○散 会
第8日	9月13日	金	午前10時	○開 議 ○議 案 上 程 (62号~76号、認定1号) ○意見書案上程(2号~3号) ○決議案上程(5号) ○質 疑 ○委員会付託 ○休 会 の 件 ○散 会
第9日	9月14日	土	休 会	
第10日	9月15日	日	休 会	
第11日	9月16日	月	休 会	
第12日	9月17日	火	休 会	○決算特別委員会
第13日	9月18日	水	休 会	○決算特別委員会
第14日	9月19日	木	休 会	○決算特別委員会
第15日	9月20日	金	休 会	○総務常任委員会

第16日	9月21日	土	休 会	
第17日	9月22日	日	休 会	
第18日	9月23日	月	休 会	
第19日	9月24日	火	休 会	○教育民生常任委員会
第20日	9月25日	水	休 会	○産業建設常任委員会
第21日	9月26日	木	休 会	議 事 整 理
第22日	9月27日	金	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 議 ○議案上程 (62号～76号、認定1号) ○意見書案上程 (2号～3号) ○決議案上程 (5号) ○各委員長報告 ○委員長に対する質疑 ○討 論 ○採 決 ○閉会中の事務調査の件 ○閉 会

平成25年第3回牛久市議会定例会

議事日程第1号

平成25年9月6日(金) 午前10時開会

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期の決定
- 日程第 3. 議員派遣の件
- 日程第 4. 議案第62号 つくば市の公の施設を牛久市住民の利用に供することについて
- 日程第 5. 議案第63号 牛久市国民体育大会運営基金条例について
- 日程第 6. 議案第64号 牛久市子ども・子育て会議条例について
- 日程第 7. 議案第65号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第66号 牛久市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第67号 牛久市社会教育施設・文化施設整備基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第68号 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第69号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12. 議案第70号 牛久市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13. 議案第71号 牛久市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14. 議案第72号 牛久市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第15. 議案第73号 平成25年度牛久市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第16. 議案第74号 平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17. 議案第75号 平成25年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18. 議案第76号 工事請負契約の締結について
- 日程第19. 認定第 1号 平成24年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20. 決算特別委員会の設置について
- 日程第21. 議案第77号 牛久市教育委員会委員の任命について
- 日程第22. 議案第78号 牛久市教育委員会委員の任命について
- 日程第23. 諮問第12号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 2 4. 意見書案第 2 号 福島第一原発事故による放射性汚染水漏れと事故の収束を最
優先して取り組むよう求める意見書の提出について

日程第 2 5. 意見書案第 3 号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について

日程第 2 6. 決議案第 5 号 「牛久市職員のハラスメント防止に関する要綱」の内容の改正
を求める決議について

日程第 2 7. 休会の件

午前10時00分開会

○議長（山越 守君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第3回牛久市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

○

会議録署名議員の指名

○議長（山越 守君） 会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、21番鈴木かずみ君、22番利根川英雄君をそれぞれ指名いたします。

次に、この際、諸般の報告をいたします。

まず、今期定例会に提出のあった案件は、市長提出議案第62号ないし議案第78号の17件及び諮問第12号の1件、認定第1号の1件、意見書案第2号及び意見書案第3号の2件、決議案第5号の1件、陳情第1号及び陳情第2号の2件であります。なお、陳情第1号及び陳情第2号の2件につきましては、内容を十分検討の上、考慮されますようお願いをいたします。

次に、市長から地方自治法第180条第2項の規定により、報告第14号、専決処分報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告第15号、健全化判断比率等の報告について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、報告第16号、継続費精算報告書について報告がありましたので、その写しをもって報告済みといたします。

次に、去る第2回臨時会において可決されました地方公務員給与に係る地方交付税削減に関する意見書の1件につきましては、内閣総理大臣を初め関係機関へそれぞれ提出いたしましたので、報告いたします。

次に、今期定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席した者は、お手元に配付した名簿のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

○

会期の決定について

○議長（山越 守君） お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月27日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月27日までの22日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議員派遣の件を議題といたします。



議員派遣の件

○議長（山越 守君） お諮りいたします。本件については、お手元の資料のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、議員を派遣することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第62号ないし日程第18、議案第76号、日程第19、認定第1号の16件を一括議題といたします。



議案第62号 つくば市の公の施設を牛久市住民の利用に供することについて

議案第63号 牛久市国民体育大会運営基金条例について

議案第64号 牛久市子ども・子育て会議条例について

議案第65号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第66号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

議案第67号 牛久市社会教育施設・文化施設整備基金条例の一部を改正する条例について

議案第68号 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第69号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第70号 牛久市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の一部を改正する条例について

議案第71号 牛久市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例について

議案第72号 牛久市下水道条例の一部を改正する条例について

議案第73号 平成25年度牛久市一般会計補正予算（第3号）

議案第74号 平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第75号 平成25年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第76号 工事請負契約の締結について

認定第1号 平成24年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 本日、平成25年第3回牛久市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位に御出席を賜り、ここに開会でき得ますことを心から感謝申し上げる次第であります。

本定例会に提出いたしました議案は、条例の制定及び改正、補正予算、工事請負契約の締結、人事案件、決算の認定など全部で19件であります。

それでは、人事案件を除く議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第62号は、つくば市の公の施設を牛久市住民の利用に供することについてであります。

本件は、つくば市の公共下水道を本市の住民の利用に供するため、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第63号は、牛久市国民体育大会運営基金条例についてであります。

本件は、平成31年の茨城国体の開催に当たり、牛久市が、空手道及び軟式野球の会場として第1次選定を受け、当該国体の開催及び平成30年に開催されるリハーサル大会に多額の事業運営費の支出が想定されることから、基金を設置し大会開催時の事業費を積み立てるものであります。

議案第64号は、牛久市子ども・子育て会議条例についてであります。

本件は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、同法に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法、その他の子どもに関する法律等による子育ての施策について調査審議をする機関として制定するものであります。

議案第65号は、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、牛久市子ども・子育て会議を設置するに伴い、当該会議の委員の報酬等について定めるため、改正するものであります。

議案第66号は、牛久市税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、個人市民税における寄附金税額控除の算定方法の改正、公的年金からの特別徴収税額の算定方法の改正、住宅ローン控除の適用期限の延長に伴う改正、市税等における延滞金の利率の引き下げによる改正、及び地方税法の改正に伴う関係条項の改正であります。

議案第67号は、牛久市社会教育施設・文化施設整備基金条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地域交流の活性化と教育並びに文化の向上を図り、人の流れとにぎわいを形成する地域交流センターの建設事業費を確保するため、改正するものであります。

議案第68号は、牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、議案第69号は、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、国税及び地方税の延滞金の割合の見直しに伴い、後期高齢者医療保険料及び介護保険料に係る延滞金の割合を引き下げするため、改正するものであります。

議案第70号は、牛久市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の一部を改正する条例、議案第71号は、牛久市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、租税特別措置法の改正に伴い、代執行費用に係る延滞金の割合を変更するため、改正するものであります。

議案第72号は、牛久市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、国税及び地方税の延滞金の割合の見直しに伴い、牛久市下水道条例に定める使用料の延滞金の割合を引き下げするため、改正するものであります。

議案第73号は、平成25年度牛久市一般会計補正予算でありまして、既定の予算額に12億6,056万3,000円を追加し、予算の総額を245億6,917万2,000円とするもので、歳入歳出予算、債務負担行為について補正するものであります。

国の平成26年度予算の概算要求では、義務的経費の抜本的な見直しを初めとして、各省庁からの要求を前年度予算の9割に抑えることを閣議決定するなど、厳しい予算編成が想定されております。

交付税特別会計一つを見ましても、17兆円の交付税を交付するために50兆円の会計を組み、差し引き33兆円は、「借りては返す」、まさに自転車操業の状態となっており、今後、地方交付税、あるいは国庫補助金の減少を視野に入れた財政運営が不可欠と認識しております。

牛久市におきましては、地方交付税や国庫補助金の本格的な減少前に、可能な限りの補助金の獲得を念頭に置きながら積極的に事業を推進しており、今定例会に上程いたします補正予算も、このような考えに立った事業費の補正となっております。

それでは、補正予算の内容の説明をいたします。

まず、第1表の歳入歳出予算のうち歳入の主なものとして、国庫支出金は、放射線量低減対策緊急事業費補助金、消費者行政活性化基金事業補助金、緊急雇用創出事業補助金、及び社会資本整備総合交付金の増額計上、並びに農産物処理加工施設建築事業等が国庫補助の

対象となったことに伴う農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の計上であります。

県支出金は、ジャガイモ掘り取り機購入費が県補助金の対象となったことに伴う契約取引推進体制強化事業補助金の計上であります。

繰入金は、介護保険事業特別会計繰入金の計上、及び財政調整基金繰入金の増額計上であり、繰越金は、前年度繰越金の増額計上であります。

諸収入の受託事業収入は、(仮称)牛久小学校保育園設計委託費受託収入の計上であり、雑入は、公営住宅特定給付金の計上であります。

歳出の主なものとして、総務費の総務管理費は、2色刷り印刷機購入費の計上及び財政調整基金への積立金の計上であり、財政調整基金への積立金につきましては、地方財政法第7条の規定により、平成24年度の実質収支額の約2分の1に当たる額を財政調整基金へ積み立てるものであります。

民生費の老人福祉費は、養護老人ホーム入所者負担金及び介護保険事業特別会計への繰出金の増額計上であり、児童福祉費は、子ども・子育て支援事業計画策定に向けた子育て世帯ニーズ調査及び計画策定業務委託費の計上、並びに(仮称)牛久小学校保育園の設計委託費の計上であります。

衛生費の保健衛生費は、放射線量計測業務委託費等、緊急雇用創出事業補助金による市内のまきを集める木質バイオマス推進事業費、及び地域バイオマス産業化推進事業補助金によるBDF製造施設整備費の計上であり、清掃費は、資源物処理委託料の増額計上であります。

商工費は、消費者行政活性化基金事業補助金による消費者教育パンフレット印刷費等の計上であります。

土木費の道路橋梁費は、通学路危険箇所雑草除去委託費等の計上、国庫補助金の内示に伴う市道8号線の道路改良舗装工事費及び補償金の増額計上、市道1162号線、市道1305号線の測量設計費等の増額計上であり、都市計画費は、牛久駅東口再整備工事費等の増額計上であります。

消防費は、私有地にある小型防火水槽の撤去費の計上、及び本町行政区及び下柏田行政区への井戸設置費の計上であります。

教育費の小学校費は、牛久第二小学校グラウンド芝生化工事費の増額計上、神谷小学校駐車場整備費、中根小学校及び岡田小学校の駐車場用地購入費の計上であり、中学校費は、牛久第三中学校体育館の耐震補強実施設計委託費の計上であり、社会教育費は、地域交流センター建設に向けた牛久市社会教育施設・文化施設整備基金積立金の計上であり、保健体育費は、平成31年度国体開催に向けた国民体育大会運営基金積立金の計上であります。

第2表の債務負担行為補正は、平成26年度分の甲状腺検査業務委託事業1件を追加するも

のであります。

議案第74号は、平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算でありまして、既定の予算額に2億7,274万5,000円を追加し、予算の総額を31億6,055万1,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

歳入といたしまして、国庫支出金は、社会保険整備総合交付金の増額計上であり、繰入金は一般会計繰入金の増額計上であります。

歳出といたしまして、下水道事業費の下水道建設費は、国庫補助金の内示に伴う田宮地区の汚水管渠布設工事費、田宮地区の雨水管渠布設工事費、上町排水区調整池の用地購入費及び実施設計委託費、並びに下町排水区調整池の用地購入費の計上であります。

議案第75号は、平成25年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算でありまして、既定の予算額に1億4,797万8,000円を追加し、予算の総額を39億7,097万8,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

歳入といたしまして、国庫支出金は、前年度の介護給付費負担金の精算に伴う追加交付の計上であり、繰入金は一般会計繰入金の増額計上であり、繰越金は前年度繰越金の増額計上であります。

歳出につきましては、総務費の総務管理費は、介護認定調査員の報酬及び費用弁償の増額計上であり、基金積立金は、介護給付費準備基金積立金の計上であります。

諸支出金の償還金及び還付加算金は、前年度事業費の精算に伴う超過交付分の各種返還金の計上であり、繰出金は一般会計繰出金の増額計上であります。

議案第76号は、工事請負契約の締結についてであります。

本件は、下町第二雨水幹線管渠布設工事について、工事請負契約を締結するものであります。

工事の内容につきましては、牛久市南4丁目地内に、内径2.2メートルの雨水管を102.22メートル整備し、集水面積31.96ヘクタールの雨水幹線とするもので、去る8月19日に一般競争入札を執行し、樋口・ミヤモト特定建設工事共同企業体が1億7,377万5,000円で落札したものであります。

認定第1号は、平成24年度牛久市各会計歳入歳出決算認定についてであります。

各決算は、議決されました予算を地方自治法の本旨に基づき執行したもので、関係書類は全て監査委員の審査を付してありますので、審査意見書を添付して議会の承認を求めるとあります。決算の内容につきましては、決算書及び決算認定附属資料により御理解を賜りたいと存じます。

以上が、条例の改正の議案、一般会計及び特別会計の補正予算等の概要であります。詳細につきましては、お手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申

上げます。

○議長（山越 守君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第20、決算特別委員会の設置について。

○議長（山越 守君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

○議長（山越 守君） お諮りいたします。今期定例会に上程されております認定第1号を審査するため、委員会条例第6条の規定により、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長において、1番藤田尚美議員、2番秋山 泉議員、4番村松昇平議員、5番市川圭一議員、8番沼田和利議員、9番諸橋太一郎議員、10番宮崎 智議員、13番黒木のぶ子議員、15番柳井哲也議員、20番遠藤憲子議員、21番鈴木かずみ議員、以上11名の議員を指名し選任いたします。

なお、決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、委員会条例第10条第1項の規定により、議長において決算特別委員会を本日本会議終了後直ちに招集しますので、委員は議員会議室に御参集ください。

決算特別委員会委員

委員	藤 田 尚 美	委員	秋 山 泉
委員	村 松 昇 平	委員	市 川 圭 一
委員	沼 田 和 利	委員	諸 橋 太 一 郎
委員	宮 崎 智	委員	黒 木 の ぶ 子
委員	柳 井 哲 也	委員	遠 藤 憲 子
委員	鈴 木 か ず み		

次に、日程第 2 1、議案第 7 7 号及び日程第 2 2、議案第 7 8 号、日程第 2 3、諮問第 1 2 号の 3 件を一括議題といたします。



議案第 7 7 号 牛久市教育委員会委員の任命について

議案第 7 8 号 牛久市教育委員会委員の任命について

諮問第 1 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 議案第 7 7 号及び議案第 7 8 号は、牛久市教育委員会委員の任命についてであります。

本件は、現教育委員会委員であります池田孝子氏が、本年 9 月 3 0 日をもって任期満了となるため、新たにひたち野西在住の芦田亜里香氏を任命しようとするものであり、また、現教育委員会委員であります佐藤允通氏の任期は平成 2 7 年 5 月 3 1 日までであります。佐藤氏から本年 9 月 3 0 日をもって辞職したい旨の届け出が提出され、これを受理したことに伴い、新たに南在住の宮原節子氏を任命しようとするものであります。

芦田氏及び宮原氏は、識見、人格ともにすぐれた方であり、牛久市の教育行政を担う適任者であると確信し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、今回の任命による芦田氏の任期は、平成 2 9 年 9 月 3 0 日までとなり、宮原氏の任期は、佐藤氏の残任期間となる平成 2 7 年 5 月 3 1 日までとなります。

諮問第 1 2 号は、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

現在、同委員であります竹若栄吾郎氏が、平成 2 5 年 1 2 月 3 1 日をもって任期満了となるため、引き続き推薦しようとするものであります。

竹若氏は、識見、人格ともにすぐれ、また、広く社会の実情に通じ、これまでの熱心な活動から人権擁護委員として適任者であると確信し、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

何とぞ御同意くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（山越 守君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第 7 7 号及び議案第 7 8 号、諮問第 1 2 号の 3 件について、順次質疑を許します。

初めに、議案第77号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第77号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第78号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第78号についての質疑を終結いたします。

次に、諮問第12号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で諮問第12号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第77号及び議案第78号、諮問第12号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、議案第77号及び第78号、諮問第12号の3件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） それでは、議案第78号、牛久市教育委員会委員の任命について反対討論を行います。前回、前々回、そして今回と、一政党である公明党の退職議員が、教育委員の一員として指定席となっていると判断せざるを得ません。これは、公平、公正であるべき教育行政に対して適切でないと考えます。よって、議案第78号に反対をいたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第77号及び議案第78号、諮問第12号の3件について、順次採決いたします。

初めに、議案第77号、牛久市教育委員会委員の任命について、本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第78号、牛久市教育委員会委員の任命について、本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、諮問第12号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案はこれに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、本案は可とすることに決しました。

ここで自席にて暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時36分開議

○議長（山越 守君） 会議を再開します。

次に、日程第24、意見書案第2号についてを議題といたします。

意見書案第2号 福島第一原発事故による放射性汚染水漏れと事故の収束を最優先して取り
組むよう求める意見書の提出について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。11番杉森弘之君。

[11番杉森弘之君登壇]

○11番（杉森弘之君） 意見書案を読み上げまして提案にかえさせていただきます。

意見書案第2号、福島第一原発事故による放射性汚染水漏れと事故の収束を最優先して取り
組むよう求める意見書案。

経済産業省は、東京電力福島第一原発には、連日、多量の地下水が流れ込み、汚染水が海洋
に流出していると説明している。加えて、汚染水タンクからも大量の汚染水流出が明らかにな
った。

原子力規制委員会は、8月21日、この放射性汚染水漏れについて、原発事故の国際的な事
故評価尺度で暫定評価していたレベル1からレベル3（重大な異常事象）への引き上げ案を提

示した。これが確定すれば、1つの原発でこれまでの最高レベルの7の「深刻な事故」に、「重大な異常事象」が加わるという異例の事態となる。

原子力規制委員会の田中俊一委員長は、「ほかのタンクも油断できない。1つ起これば、そういうことが起こることを前提に注意深く対応する必要がある」と述べた。汚染水のタンクは突貫工事で作られており、長期的な耐久性など安全性に大きな不安がある。

目の前の漁場を汚され、生活の糧を奪われ、なすすべもない漁師の心中は察するに余りある。また、四方を海に囲まれ豊かな漁業資源に恵まれてきた日本人にとって、魚は貴重なたんぱく源であり、放射性汚染水による海洋汚染は日本の食文化の破壊をもたらしかねない。

流出がそのまま続けば、太平洋そのものの汚染に発展し、海外各国から日本への不信感や批判が高まり、損害賠償問題にも発展するおそれがある。

また、1～4号機は極めて不安定な状況にあり、連日3,000名の労働者が被曝を覚悟しての収束作業に従事している。大震災後も多くの強い地震を発生しており、風水害などの自然災害も考えると、収束作業のストップや大惨事も想定しておかなければならない。

国民のみならず、世界各国が福島第一原発事故による放射性汚染に強い不安と警戒感を抱き、一刻も早い収束を願っている。

よって、本市議会は、政府が放射性汚染水漏れと事故の収束を最優先課題として位置づけ、国内外の知恵と力を総結集して緊急に取り組むことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員諸氏の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（山越 守君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第25、意見書案第3号についてを議題といたします。



意見書案第3号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。12番須藤京子君。

〔12番須藤京子君登壇〕

○12番（須藤京子君） おはようございます。

意見書案第3号について、意見書案の朗読をもって提案理由とくえさせていただきます。

意見書案第3号、教育予算の拡充を求める意見書案。

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。特に学級規模の少人数化は、保護者などの意見募集でも、小学1・2年生のみならず各学年に拡充すべきとの意見が大多数である。地方は独自の工夫で学級規模の少人数化を進めてき

ているが、地方交付税削減の影響や厳しい地方財政の状況などから、自治体が独自財源で学級の少人数化を拡充することは困難な状況になっている。

また、東日本大震災等において、学校施設の被害や子供たちの心のケアなど教育の早期復興のための予算措置、早期の学校施設の復旧など、政府として人的・物的な援助や財政的な支援に継続的に取り組むべきである。

したがって、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させるため、次の事項を実現されるよう、強く要望する。

1. きめ細かな教育の実現のために少人数学級を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
3. 東日本大震災等における教育復興のための予算措置を継続して行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、皆様の慎重な御審議と御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山越 守君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第26、決議案第5号についてを議題といたします。



決議案第5号 「牛久市職員のハラスメント防止に関する要綱」の内容の改正を求める決議
について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） お手元に配付されました決議案の朗読によって提案とさせていただきます。

決議案第5号、「牛久市職員のハラスメント防止に関する要綱」の内容の改正を求める決議案。

牛久市議会は、昨年9月の定例会で、「牛久市役所でのパワーハラスメント防止規程の設置を求める決議」を採択した。

決議は、市執行部が、昨年3月の議会で、療養休暇の取得状況について、特に心の病によるものが平成23年度14件と、対前年比4割増になっていることを明らかにした。361人の常勤職員数で14件もの心の病による療養休暇が発生するということは異常である。その一因としてパワハラ問題があるであろうことは、容易に推察できることである。

市民に対する公共サービスの質を向上させるためには、市職員の労働環境とモチベーション

を上げることが必要である。パワハラが横行するような市役所に、質の高い公共サービスを期待することはできない。

そこで、牛久市議会は、牛久市執行部に対し、牛久市役所でのパワハラ防止規程の設置を求めるものである、としている。

この決議を受けて、市執行部は、本年4月1日施行の「牛久市職員のハラスメント防止に関する要綱」を訓令として発した。要綱施行は一步前進として評価できるものであるが、その内容には以下の重要な問題を含んでいる。

第1に、苦情処理委員会のメンバーに、職員以外の者、特に医師あるいは臨床心理士など、ハラスメントの相談業務に精通している人を入れていないことである。本年6月の定例会での質問に対し、執行部は、「苦情処理委員会の委員は、相談者の職場の状況に精通した者であることが肝要であると考えます。ハラスメントが悪質である場合や改善されない場合は、人事管理上適切な措置を行うこととされており、分限処分や懲戒処分を視野に入れた規程となっていることから、その委員会は内部の職員において行うことを基本としております」と回答した。しかし、これでは内部だけで処理するという閉鎖性の問題とともに、ハラスメントという極めて専門性の高い問題で、医師あるいは臨床心理士などハラスメントの相談業務に精通している人がいないことは、極めて重大な問題である。

第2に、市長、副市長、教育長がハラスメントを行ったとされる場合が想定されていないことである。本年6月の定例会での質問に対し、執行部は、「任命権者である長がこのような行為を起こすことはあってはならないことであり、想定はしていません」と回答した。しかし、あってはならないことと、起こった場合にどのような対処をするのかということは別の問題である。このことは危機管理にも通じる問題である。

これら2点の改善はハラスメント防止において必要不可欠のことと考え、要綱改正を要求するものである。

以上、決議する。牛久市議会。

なお、簡潔に申し上げますと、1つには、苦情処理委員会に専門性の高い医師、臨床心理士などを加えること。2つには、対象者に市長、副市長、教育長を加える要綱改正を求める決議案であります。

議員各位の御賛同を心よりお願いいたします。

○議長（山越 守君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第27、休会の件を議題といたします。



休会の件

○議長（山越 守君） 明日7日から9日までの3日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、明日7日から9日までの3日間は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時50分散会